

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年6月14日

秋田県知事 殿

提出者

住 所 秋田県大仙市大曲通町8番65号

氏 名 大曲厚生医療センター
院 長 三浦 雅人

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0187-63-2111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大曲厚生医療センター
事業場の所在地	秋田県大仙市大曲通町8番65号
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療・福祉
②事業の規模	437床
③従業員数	735名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	使用済み注射器や血液の付着したガーゼ等⇒専用容器⇒処理委託

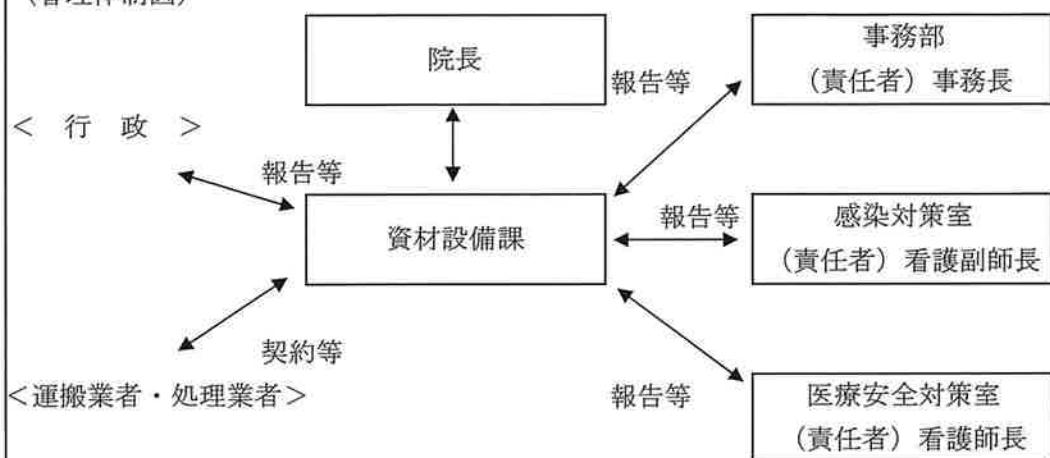
(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排 出 量	147.120 t	t
①現状 (これまでに実施した取組) 分別の徹底		
②計画 (今後実施する予定の取組) ディスポーザブル製品への切り替えが行われ、年々感染性廃棄物の排出量が増加している。ま令和2年度に比べて、新型コロナウイルス感染症が感染拡大し入院療養やPCR検査等においての感染性廃棄物の排出量の増加も相成り、削減に苦慮している。今後も院内感染対策チーム（ICT）の定期巡回と部署への指導を強化し、更なる分別の徹底を図り排出量削減へとつなげる。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ol style="list-style-type: none"> マニュアルに分別表を掲載 各部署の廃棄物容器の蓋に分別する廃棄物の写真を掲示 I C T巡回（1回/週）にて現状を確認し、不適切な取扱いがある部署には指導を行う。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 上記3を継続し、より安全性を高める為、更なる分別の強化を実施する。 廃棄物に関する研修会等を実施し、職員教育を徹底する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状 (これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) 予定無し。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状 (これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) 予定無し。		

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(16)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業実績値を廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定無し。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	147.120 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 現在取引のある業者は実績があり信頼のおける業者であり、かつ優良認定を受けております。以上のことから運搬収集の業務委託契約を締結し、廃棄物の適正な処理を行うようしている。			

(第5面)

【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
②計画	全処理委託量	120 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) これまでの取組みを継続すると共に巡回をしながら感染性廃棄物の減量に関するアドバイスをし、また他病院や他取引先の取組み等を教えてもらいながら今後も適正な処理が継続出来るよう努力していきたい。		
【前年度（令和3年度）実績】		
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	147.120 t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストへ加入済み	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。